

第8回四日市市子ども・子育て会議 議事概要

日時：平成27年2月5日(木) 午後3時～午後4時30分

場所：四日市市役所 11 階職員研修室

1 議 事

○事務局から資料1「四日市市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見募集の結果について」について説明

(1) 計画(素案)に対する意見募集の結果について

《質疑》

- 会 長 事務局からパブリックコメントについて市民から出た意見と、それに対する市の考え方についてまとめた資料の説明があったが、この中の番号1～9の部分で、何かご意見があれば伺いたい。
- 委 員 番号1の一時保育について、市の考え方としては「本計画では、一時保育の拡充を行う～」としているが、一時保育を実施する保育園を増やすということか。
- 事務局 私立保育園における実施園を増やすことと、現在実施している園において、その受け入れ枠を拡大することの両方で拡充を図りたいと考えている。
- 委 員 先月、一時保育を利用しようと問い合わせたが、どこもキャンセル待ちと言われた。1園だけ空いている園があったが、娘が手間のかかる2歳児ということで断られてしまった。そういった状況は把握しているか。
- 事務局 一時保育の利用度は、地域の違いなど各園の状況によって異なり、利用者が非常に多い園であれば、その様な対応となってしまうこともある。本当に一時保育を利用したいときに利用できるよう、市としても実情を捉え直していかなければならない。そのあたりも含めて対応ができるようにということで、「拡充」とさせていただいた。
- 委 員 特に今の時期は、春から働きたいというお母さんが多く、一時保育の利用を希望する方も多いので、是非、拡充をお願いしたい。
- 会 長 利用を希望した人がなかなか利用できないということが実際にあったということで、非常に貴重な意見だと思う。緊急時の一時保育も含めて、きちんと機能するように進めていく必要があるだろう。他の意見はどうか。
- 委 員 番号5で「私立保育園、幼稚園だけでなく、公立保育園・幼稚園においても多様なニーズに応じた保育サービスの拡大～」とあるが、現在は公私の住み分けが若干あり、例えば幼稚園の預かり保育は、私立では実施しているが、公立では実施していない。保育園でも延長保育に関しては公私による住み分けがある。今後は、そのあたりも含めて、幼児教育全般で公私問わずに実施していくのか、あるいは、公私でそれぞれ別のところに重点を置いていくのかというところがこれから議論されていくのではな

いかと思っている。あと、少し前に戻って、番号3にも出てくる「制度改正に伴い、入園児童数の増加が考えられる」というところに関係して、気になることがある。計画における量の見込みは、事前に行ったニーズ調査に基づいて今後の予想を立てたものだが、実際に出てきた数字は恐らく、市が想定していた以上のものになっていたのではないかと思う。改正に伴い、地域型保育も含めて利用しやすい料金に変わってくるため、ニーズが増えているのだろう。0～2歳が50人程度、待機児童となっているというのがここ数年の経緯であり、平成27年度はそれ以上になりそうな勢いだと聞いているが、それも含めて予想と実際の差をどのように分析・修正するのか、市の考え方が知りたい。

会 長 その件については、議事の(2)で具体的な話が出てくるので、ひとまず置いておきたい。他に意見がなければ、番号10以降に入っていきたいと思うがどうか。

委 員 番号7について、ここでは保育園における定員増や利用要件の拡張といった意見が出ている。四日市には私立、公立を合わせてかなりの数の保育園・幼稚園があると思うが、入園を希望する子どもの人数は、それでも入りきれないほど多いのか。全員入れてあげることはできないのか。それができれば、ここに出てくるような待機児童そのものがなくなる。

会 長 就労形態や女性の考え方などが変わってきたことにより、子どもを預けて働こうという方が増えている。今回の制度改正で受け入れの要件が少し変わるということも影響している。そういった状況に対応するために、今ある園の中で定員を増やしたり、小規模な保育を拡げたりしていくことになるが、それでは対応が追いつかないということもあるのだろうと思う。恐らく、それが今後の問題点だろう。もう1つ重要なことは、「量的な部分への対応を行うことによって、質が低下するのを避けなければいけない」ということであり、その兼ね合いが非常に難しい部分だと思う。保育の質や保育士の質の向上については、ずっと言われ続けてきていることだが、まだ十分な解決の方法が見出せていない。資料の番号4にあるように、合同の研修の場を設けて、それぞれの学習の機会としたり、意識を変えようとしたりするなど、いろいろな取り組みも行われているが、まだまだ回数を重ねていかなければいけない。子どもの数が減っている反面、保育園・幼稚園に子どもを入れたいという方が少なからずおり、また、先ほどの委員の発言にもあった「一時的に子どもを預かって欲しい」という希望を含め、多様なニーズがあるので、今ある施設の中で対応する方法を考えることも重要である。

委 員 番号9のところ横浜市の育児支援の事例について少し触れてあるが、教育的な観点からすると、これまでの会議でも言ってきたように、数の部分、「受け入れをどう増やして対応するか」という議論に終始しないようにはしたい。だから、どうして利用の希望が増えてきたのか、就労だけがその要因なのかということ进行分析してほしい。いろいろな事情があって、リフレッシュ目的で一時預かりを利用するというのは分かるが、ただ単に「預かってもらうところがあるから預けてリフレッシュする」というのではなく、子育ての素晴らしさ、大切さを理解し、そのうえでリフレッシュが必要な時に子どもを預けるという形であるべきだろうと思う。そういった「充実した子育て」のための支援を、特に0～2歳で更に強化していかなければならない。預けるこ

とが可能になったから預けるようになり、それによって利用希望が増え、その増えた分にどう対応しようか考えるというのでは、目指すべき方向から逆行している。本当に助けを必要とする人に行き届くような支援を検討していただきたい。

委員 今の発言で出たことに加えて、親を対象とした教育プログラムがあるとよいのではないか。子育ての仕方が分からなかったり、子どもとの接し方が分からないという方が非常に多い。また、仕事を生きがいにしたいという方の中には、とにかく幼稚園や保育園に早く預けたいという方もおり、それが不安である。子育て支援のあり方や子育て支援センターのあり方をもう一度見直すということも併せてやっていかなければ、どんどん預ける方ばかりが増え、親の帰りが遅くなり、子どもと関わる時間がなくなって、虐待につながるということも有り得る。子どもをどう育てるかということをもっと議論していただきたい。

会長 価値観が変わってきており、子どもを預かってもらうということの捉え方が違ってきているのだろうと思う。しかし、その変化自体が悪いわけではないはずである。そして、親子が一緒にいる時間の長さだけで子育ての良し悪しが語られるのは非常に危険だろう。親子の関係においては、質的なものが非常に重要である。例えば、保育園では幼稚園に比べて長い時間子どもを預かっている。では、保育園の子どもたちに対する子育ての質が不十分であるかということ、そんなことはない。そこのところは履き違えないようにしなければいけないだろう。次に、番号の10～14についてはどうか。

委員 意見の中には、学童保育所を民設民営ではなく、公設公営とすることを望む声がある。今現在は民設民営とすることで地域の特色を活かした事業としているが、その形態のままでは、苦しい部分が多いため、学童保育所側は公設民営を望んでいる。意見に対する考え方の内容からすると、市の方針としては、これからも民設民営を四日市の特色として継続していきたいということか。

事務局 いつまでも民設民営でしかありえないのかというお尋ねだったと思う。現在は、先程言われたように民設民営方式であり、「地域の特性も十分反映して、地元の方々子どもたちを支える」というのが四日市の良さ、特徴であると考えている。ただ、運営基盤の脆弱さや指導員確保の難しさが課題であり、各学童保育所で努力をしていただいているものの、建物の構造も含めて、どうしてもばらつきが出てしまう。その辺りは、現状においては、補助率の見直しであったり、補助限度額の見直しであったりという形で充実していきたいと考えている。そのことによって、結果として公設により近い民設になるという部分も視野に入れ、学童保育の一番良いスタイルを検討していきたい。

会長 設置運営の形についても、当然、議論される必要はあるが、そもそも「いかにして学童保育を充実していくか」という点こそが基盤となる。民間の力が必要なときもあるかもしれないし、また、民営では行き届かないところは市からの支援を受けるなど、柔軟に考えながら、子どもたちの放課後の生活を守っていくことが重要だろう。

委員 番号14に、「小学校に入学すると、学童保育の壁があり」と書いてあるが、この壁というのは何を指すのかがわからない。これは、入るにあたっていろいろな制約が出てくるとのことか。

委員 以前は、学童保育所が1つもない小学校区があったが、今ではそれもほとんどなく、

就労の条件についてもそれほど厳しくはしていないと思われる。ここで言う壁が何を指しているのかわからないが、学年制限をしている学童保育所もあるので、そのことかもしれない。

会 長 次に、番号 15～18 を見ていくが、この中で「四日市市民の希望する教育を選ぶ自由」という言葉が使われている。これは、「利用する側としては様々なニーズがあって当たり前であって、それを認めて欲しい」という意見だと思われるので、注目すべきだろう。それでは、発言をどうぞ。

委 員 番号 16 番の特別支援に関しては、四日市は非常に力を入れてもらっている。近隣の市町からすると、うらやましがられるような状態だが、それでも、例えばU-8 事業の「ともだちづくり教室」や「幼児ことばの教室」などは予約で埋まっていて、すぐには参加できない。また、1 歳児半健診などでは、「発達が遅れている」ということを判定するだけではなく、その後のフォローまで丁寧に行っていただきたい。それがないと、不安だけを抱いたお母さんが園に相談に来ることになる。

会 長 その点は、現在も取り組んでいると思われるので、この意見も踏まえて、より丁寧に対応していただきたい。

○事務局から資料 2 「地域型保育事業の利用定員について」について説明

(2) 地域型保育事業の利用定員及び教育・保育における量の見込みと提供体制の確保内容について

《質疑》

会 長 事務局から新しい制度のもとでの利用定員の設定について説明があった。資料の網掛け部分において、パブリックコメントの際の素案と比べて量の見込みが増えている点については、主に「入所の申し込み要件が緩和され、想定よりも申し込み数が多くなったこと」が原因であると考えられ、特に 0～2 歳のところにそれが顕著に現れている。そのあたりも踏まえて、何か意見があればどうぞ。

委 員 特にその 0～2 歳の部分については、これからも利用希望者の増などにより調整が必要になってくるのではないかと思うが、その場合の受け皿としては計画に定めた保育園の定員を変更するのではなく、地域型保育事業の小規模保育事業を活用して調整を行っていくことを考えているのか。

事務局 もちろん、地域型保育事業についても、先般行った意向調査において「実施を考えている」という事業者が 7 事業所あり、拡充していくこととなるが、それ以前に、まず第一として、既存の施設での受け入れの拡大による対応を考えている。中には、部屋の面積等々で、これ以上は受け入れ枠を拡大できないところもあるが、職員の体制次第では受け入れ枠が拡大できるところもある。そういったことを考慮して検討していきたい。

委 員 別紙の網掛け部分の増員については、どのように対応するのか。

事務局 市全体の「②提供体制の確保の内容」の中の幼稚園、保育園、認定こども園のところを見てもらうと、27 年度が 1 6 5 1 人、28 年度が 1 6 7 1 人となっており、これ

は既存の園の中で20人の枠を拡大していきたいと考えている。29年度については大きく数字が増えているが、こちらは東橋北小学校跡利用による枠の拡大などを盛り込んでいる。

会 長 地域型保育事業だけでなく、既存の幼稚園・保育園・認定こども園も同時に定員を増やしていくというふうなことだと思う。恐らく、今後は子どもの数が減っていく。そういった中で定員枠を上げていくということは、利用者側からすると、利用するサービスを選べる状況になることも予想される。ただ、何度も言うように、量的な拡大に加えて質的な充実も重要となるので、研修などについても議論していく必要があるだろう。

委 員 資料では地域型保育事業の開設が27年4月1日となっているが、この日から保育が始まるという理解で間違いないか。そうであれば、ここを利用する子どもたちの募集がどのように行われるのか知りたい。

事務局 地域型保育事業に関しては、4月までに募集を行い、保育の開始は4月1日からとなる。事業所の認可についての事務手続きと並行して募集も行い、4月当初から受け入れることができる体制を整える。

委 員 そうすると、その募集方法としては広報やインターネットといった手段を使うことになるのか。また、希望園に入園できなかった家庭に対して「こういったところもある」といった告知をする予定はあるか。

事務局 まず、新制度における地域型保育事業の中で、現在の認可外保育所からの切り替えを行う施設においては、切り替え前に入園していた子どもが新制度における入所の要件を満たしているのであれば、在園児として扱うこととなるため、継続して入所する手続きをしてもらおう。そうして在園児を優先しておき、「入所申込をしたがどこの園にも入所できなかった」という方に対しては、その旨の通知と併せて「地域型保育という事業が4月1日から行われる」ということをお知らせしようと考えている。入所要件については、保育所の申し込みの際に提出した書類を基に判断できるので、あとは、施設に対して別途入所申込をしてもらおう形となる。

委 員 資料にある事業所内保育所は、その事業所に通勤されている方の子どもを対象とするのか。

事務局 事業所内保育所について、その名の通り、事業所の従業員の子どもを受け入れるのに加え、定員数に応じた内数で、地域のお子さんを受け入れていただくことで、待機児童の解消を目指すものである。

委 員 確認したいことが2点ある。今回認可される予定の小規模保育事業・事業所内保育所事業は、例えば、市全体としてニーズが減ってきた場合には、認可が外れるということがあり得るのかというのが1点。もう1点は、小規模保育がB型ということなので、国の基準では保育士プラス保育従事者となっているが、後者について市独自の基準は考えていないか。これは先程の質の問題に関わってくる。

事務局 まず、1点目の地域型保育事業の認可については、市の認可事業として、就学前保育教育の供給体制整備に協力していただくということであるため、「何年経ったら認可は取り消す」といったことは考えていない。どちらかというと、連携施設も設けてもらい、施設としてより充実させていってもらおうことを想定している。もう1点の、施

設の職員については、国の基準よりも厳しく「2/3 を保育士とする」という認可基準を設けている。保育士の資格の必要ない保育従事者については「市長が行う研修を修了した者」としている。

会 長 研修を受けることが前提ということだが、特に0～2歳の小さな子どもが相手なので、しっかりとした研修をしていかなければならない。子どもにはできるだけ負担のかからないような環境を整える必要がある。資料の中の「量の見込みと提供体制の確保の内容」を見てみると、市全体では過不足がなくとも、ブロックごとに見たときに多少ばらつきがある。この地域的な差の是正を図り、子どもたちが適切に保育を受けられるようにしていかなければならない。

委 員 もう1点質問がある。各ブロックの1・2歳児の数字は、素案の数字と比べて40名程度ずつ増えているが、これはどのように割り振ったのか。南の地域の方が子どもの数は少ないといった状況を考慮しているのか。

事務局 増えた部分についても、修正前の数字を算出した際の方向性を踏襲して割り振りを行っている。

会 長 他の意見はないか。いずれにしても、質の保証を図りながら量の確保に取り組み、子どもたちに適切な支援を提供していくということだと思う。

2 その他

次年度の予定、議事概要の確認などについて